

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付要綱

令和5年4月3日 制定

令和6年4月2日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市への観光誘客の推進と市内の回遊性向上のため、交通事業者に対して、インバウンドにも対応したシームレスな決済や柔軟な料金設定が可能であり、MaaSへと展開するような、タッチ決済機能の導入を促進することを目的とする。

2 この要綱は、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金（以下「補助金」という）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助の対象となる事業者は、以下の事業者とする。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に定める鉄道事業を営業者、もしくは軌道法（大正10年4月14日法律第76号）第3条に規定する特許を受け、軌道事業を営業者で、市内に本社または事業所を有する者。ただし、地方公共団体、西日本旅客鉄道株式会社及び大手民鉄を除く。

(2) バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者で、市内に本社または事業所を有する者

(3) 船舶運航事業者

海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に定める一般旅客定期航路事業、もしくは旅客不定期航路事業を営業者で、市内に本社または事業所を有する者

(対象経費)

第3条 当該補助金の対象となる経費は、別表1に示す設置場所における当該年度内に実施する対象事業に係る経費とする。

2 前項の経費について、交付決定前に契約締結した事業は対象としない。

3 第1項の経費について、交付決定通知が出された年度の末日までに設置等を完了する経費を対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の1/2とし、上限額は1社当たり補助事業を実施する年度につき50,000千円とする。

(交付申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 既に交付決定を行った額の合計が当該年度の予算を超過した場合は、年度途中であっても申請期間を終了する。

3 申請は各月20日までに提出されたものについて速やかに審査する。

(交付の条件)

第6条 補助事業者は、インバウンドにも対応したシームレスな移動を実現するMaaSへの展開に向けて、神戸市と連携して取り組むこと。

2 前項の目的を達成するため、市内を運行する鉄軌道事業者と広域的な連携を行うことができるシステムを導入すること。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知する。

(1) 神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知する。

(1) 神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(補助申請の取下げ)

第8条 申請者は、第7条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が第7条第1項の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金申請取下書(様式第4号)により申請の取り下げをすることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 申請者は、補助金規則第7条に基づいて、補助事業内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)は、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

を、当該変更、中止又は廃止する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、当該補助事業の目的及び内容から当該補助事業に実質的に影響のない事項をいう。なお、補助対象経費あるいはその内訳を変更する場合は、20%または400万円以内の、いずれかの少ない額の増減とする。
- 3 市長は、第1項の申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第7号)又は神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知する。
- 4 市長は、第1項の申請に対し、内容を審査した結果、適当とは認められないときは、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付決定内容変更不承認通知書(様式第9号)又は神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金補助事業中止(廃止)不承認通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の天災地変などの事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金規則第10条の定めによるものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助金規則第13条に基づく状況報告を求められた場合には、すみやかに神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金事業状況報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金事業完了実績報告書(様式第12号)
- (2) 別表2に記載する事業の実施状況がわかる書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金額確定通知書(様式第13号)にて補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額で

ある場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付の時期等)

第 14 条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定に係らず、市長は補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金規則第 6 条第 1 項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の一部について前金払をすることができる。
- 3 前金払の額は、交付決定額の 2 分の 1 以内とする。

(補助金等の請求)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金請求書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨の理由を付して、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付金返還請求書（様式第 16 号）により期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助対象経費に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を常に整備するとともに、当該補助事業が完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存するようにしなければならない。

(整備施設の管理)

第 18 条 補助事業者は、整備したものについて、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

(整備施設の処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した施設を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してならない。ただし、当該設備の減価償却耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合、又は市長が承認した場合はこの限りではない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の目的及び当該施設の減価償却耐用年数を勘案して市長

が定める期間の経過前に前項の処分をしようとするときは、あらかじめ施設処分承認申請書（様式第 17 号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、施設処分承認通知書（様式第 18 号）により、補助事業者に通知する。

（必要な調査等）

第 20 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項（予算の執行に関する市長の調査権等）に基づき、補助金規則の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、必要な書類の提出を求め又は職員に調査をさせることができる。

（その他）

第 21 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 2 日から施行する

(別表1)

第3条に基づく補助対象事業

設置場所	鉄軌道事業者：神戸市内の駅改札口等 バス事業者：神戸市内を走行する路線バス車両内や市内チケット販売所等 船舶運航事業者：神戸港を発着する遊覧船等の船内や乗船場、チケット販売所等
対象事業	(1) クレジットカード等のタッチ決済に対応したカードリーダーの設置 (2) QRコードリーダーの設置 (3) (1)(2)に伴う運賃箱や改札機等の周辺機器やシステムの新設、改修 ※ただし、市内部分の切り分けができない事業の経費については、市内相当分に按分する。

(別表2)

第12条第2号に基づく事業の実績状況が分かる書類

<ul style="list-style-type: none">・箇所図・整備前後の写真・整備内容にかかる数量表・整備したものの概要が分かる書類・整備にかかった費用が確認できる書類 <p style="margin-left: 20px;">（工事・作業費の場合：請負事業者からの請求書及び内訳（写し） 材料費の場合：請求書等支払いに関する書類（写し）</p>
--

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 交付申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業	
整備内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
導入するシステム (第6条2項関係)		
添付書類 (様式自由)	・事業計画書等 ・補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類 ・その他参考資料	

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 交付決定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

（事業者名）
（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
補助金の交付対象事業 及びその内容	上記補助金交付申請書に記載のとおり
交付の条件	（例）特にありません。

- （注意）
- 交付決定を受けた場合は、神戸市補助金規則及び神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金交付要綱に従ってください。
 - この通知後に、事業計画を変更又は中止しようとする場合は、速やかに連絡してください。

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 不交付決定通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった事業について、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付とした理由

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 申請取下書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって申請した下記事業について、次のとおり取下げます。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
取下理由	
取下日	年 月 日

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 交付決定内容変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業
について、次のとおり内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業	
変更の理由		
補助事業の期間	着手（予定）年月日	（ 年 月 日） 年 月 日
	完了（予定）年月日	（ 年 月 日） 年 月 日
補助金の額	（ 円） 円	
算出の基礎		
添付書類 （様式自由）	・事業計画書（変更後）	

（注）表中、変更前の金額は上段（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定通知のあった下記事業
について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金
交付決定内容変更承認通知書

（公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者）

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定内容の変更申請のあった下記
事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
補助金の交付対象事業 及びその内容	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり
交付の条件	

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金
補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者）

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で補助事業中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
交付決定通知日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金
交付決定内容変更不承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定内容の変更申請のあった事業
について、下記の理由により不承認とすることに決定したので通知します。

記

1. 不承認とした理由

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金
補助事業中止（廃止）不承認通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者）

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で補助事業中止（廃止）申請のあった事業について、下記の理由により不承認することに決定したので通知します。

記

1. 不承認とした理由

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 事業状況報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業の実
施状況について、次のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称 神戸市交通事業者タッチ決済導入事業

2. 事業の実施状況

整備内容	進捗状況 (%)	着工期日	完了予定期日	遅延又は遂行が困難な 理由
			()	
			()	
			()	

(注意)・完了予定期日の()内には当初予定期日を記入する。

・遅延又は遂行が困難な理由については、別紙で添付してもよい。

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 事業完了実績報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業	
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金額
確定通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
補助金の確定額	円
特記事項	

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 請求書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

請求金額	円
補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			

(注) 口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

神戸市交通事業者タッチ決済導入事業費補助金 交付決定取消通知書

(公 印 省 略)

第 号

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業について、次の
とおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
補助金の額	円
取消しの理由	

施設処分承認申請書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業にて整備を行った施設の処分を行いたいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
補助年度	
処分施設	
処分を行う理由	
美装化後の経過年数 (事業完了日から処分申請書 提出日まで期間)	年 月

(注意) 必要に応じて、資料を添付すること

施設処分承認通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で処分承認申請のあった下記施設について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	神戸市交通事業者タッチ決済導入事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
処分施設	
承認理由	処分理由が適当であると認められるため